

一八 遷都・分都・展都

一 諸機能とりわけ中枢管理機能の東京への一極集中による弊害を是正し、国土の均衡ある発展を図るため、東京に存する首都機能を移転再配置しようという観点から、政府部内等で検討されてきた首都機能の移転再配置の諸方式を指す。各方式について、明確な定義があるわけではないが、一般には、「遷都」とは、首都機能を一括して移転し、新首都を建設する方式をいい、「分都」とは、首都機能を適地に分散して配置する方式をいい、「展都」とは、首都機能を東京圏内に展開配置する方式をいうものと理解されている。

二 第三次全国総合開発計画（昭五一・一・四 閣議決定）は、首都機能の移転方式として、「遷都の方式」と「分都の方式」を挙げ、その利点と問題点を論じ、基本的には、首都機能の移転は、国民の意識構造に深くかかわる課題であるとともに、その効果として政治、行政、経済等我が国の社会システム全般にも大きな影響をもたらすこととなるので、二一世紀に向けて創造的建設的な議論が国民的規模でなされることが望まれ、これを踏まえて首都機能の移転の方向を見定めなければならないとした。

三 その後、遷都については、第四次全国総合開発計画（昭六一・六・三〇 閣議決定）において、「遷都問題については、・・・東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する」とことされた。

四 さらに、平成二年一月七日には、衆議院及び参議院において「国会等の移転に関する決議」が行われ、「国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。」とされた。

五 なお、「分都」ないし「展都」と称し得るか否かは別として、首都機能の一部の移転・再配置に関連する施策としては、東京に所在する政府機関等の一部の移転・再配置政策が、政府において推進されている。まず、第四次全国総合開発計画においては、「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」とされ、その後、多極分散型国土形成促進法（昭六三・六・一四 法八三）が制定され、国の行政機関等の東京都区部からの移転等についての規定が置かれ、同法第四条第一項及び第二項に基づき国の行政機関等の移転に関する基本方針を定めた「国の行政機関等の移転について」（昭六三・七・一九 閣議決定）が決定され、同基本方針に基づき国の行政機関等の移転が推進されている。

(注1) 「遷都」という用語は、「分都」や「展都」という用語とともに用いられる場合には、一般には前記のように、首都機能の移転・再配置のための方式のうちで、首都機能を一括して移転する方式を指すと解されるが、これに対して、「遷都」という用語が、國の中央政府（又は元首）の所在する都市としての「首都」を移転するという意味で用いられることが少くない。後者の意味で用いられる場合には、移転の対象は、「首都機能」ではなく、「首都」そのものであり、具体的には國の中央政府（又は元首）である。

なお、現行の首都圈整備法等の諸法律は、東京が我が國の首都であることを前提とした規定を置いていると解されるので、仮に、首都の所在都市の変更（すなわち國の中央政府（又は元首）の所在都市の変更）を伴うような形で、首都機能の移転・再配置が行われるような場合には、立法上の措置が必要となると解される。

(注2) 「首都機能」については、明確な定義があるわけではないが、一般には、國家統治のための中核的

な機能を意味し、具体的には、おおむね、狭義には、立法、司法、行政の三権のうち全国を管轄する機能を指し、広義には、更に、政府関係機関及び公団等の特殊法人、地方公共団体の出先機関、外国政府公館等の機能を含めた機能を指すものと理解されている。なお、昭和五二年の三全総には、「...首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上の重要な課題となるであろう。現在、東京には国会、最高裁、中央省庁の全国統治機構に直接従事する公務員等約六万人、外国政府公館、都道府県事務所や公社公団等政府関係機関の職員約五万人、更に、政党本部、労働組合、経済団体等各種の全国的組織の職員約三万人、合計約一四万人程度が首都機能に直接関連して従事しており、家族及び関連サービス人口を含めると、おおむね約五〇万人前後が移転の検討の対象となり得るものとみられる。」との記載があるが、現行の四全総には、これに対応した記述はない。

(注3) 分都・展都については、文章中に「分都」とび「展都」の名称が明記されたものとして、政府としての計画ではないが、国土庁大都市圈整備局の策定した首都改造計画（昭六〇・五 國土庁大都市圈整備局策定）があり、「現在東京中心部にある政府機関等及びその地方支分部局のうち、東京中心部に立地する必要性の乏しいもの等の核都市等周辺部への移転（いわゆる「展都」）及び東京大都市圏以外の地方への移転（いわゆる「分都」）を図る」との記載がある。

(参考資料一)

- 首都機能移転問題の経緯（四全総以降）
 - ① 第四次全國総合開発計画（昭六一・六・三〇 開議決定）

「業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る」

② 緊急土地対策要綱（昭六二・一〇・一六 閣議決定）

「政府機関の移転再配置を推進するため、関係省庁による検討協議の場の設定を含めて具体的な推進方策の検討を行う」

③ 国の機関等の移転について（昭六三・一・一一 閣議決定）

「国の機関等の移転についての方針を定めるとともに、内閣に、国の機関等移転推進連絡会議を設ける」ととした。

④ 世界とともに生きる日本—経済運営五ヶ年計画—（昭六三・五・一七 閣議決定）

「国の行政機関等の移転の推進、国の機関等の東京都区部への新規立地の抑制が盛り込まれ、さらに、東京に現存する行政機能の一括移転が今後の検討課題とされる。」

⑤ 多極分散型国土形成促進法（昭六三・六・一四 法八三）

（国の行政機関等の東京都区部からの移転等）

第四条 国は、東京都の特別区の存する区域から（以下「東京都区部」という。）における人口及び行政、経済、文化等に関する機能の過度の集中の是正に資するため、行政機関の官署（東京都のみ又は東京都区部若しくはその一部のみをその管轄区域とするものを除く。次項において同じ。）及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針（以下「移転基本方針」という。）に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならない。

2 略

3 内閣総理大臣は、移転基本方針の案を作成して、閣議の決定を求めなければならない。

⑥ 総合土地対策要綱について（昭六三・六・二八 閣議決定）

「1 首都機能、都市・産業機能等の分散

(1) 行政機能等の分散

ア 「国の機関等の移転について」（昭和六三年一月二二日閣議決定）に沿って、移転候補機関の見直し、追加を行いつつ調整を進め、早期に実施する。

イ 政治・行政機能等の中核的機関の移転再配置について、幅広い観点から本格的検討に着手する。」

⑦ 国の行政機関等の移転について（昭六三・七・一九 閣議決定）

「多極分散型国土形成促進法（…略…）第四条第一項及び第二項の規定に基づき、国の行政機関等の移転に関する基本方針を下記のとおり定めるものとする。（以下略）」「第一の基本方針に従い、当面、下記により国の行政機関等の移転を推進する。（以下略）」

⑧ 「国会等の移転に関する決議」衆参両院で決議（平二・一・七）

⑨ 総合土地政策推進要綱（平三・一・一五 閣議決定）

「第2 首都機能、都市・産業機能等の分散

1 行政機能等の分散

イ 「国の機関等の移転について」（昭和六三年一月二二日閣議決定）及び「国の行政機関等の移転先地等について」（平成元年八月二四日国の機関等移転推進連絡会議とりまとめ）に沿って、着実に実施する。

イ 第一回国会における「国会等の移転に関する決議」を受けて、首都機能移転及びこれに伴う政府中枢機能の移転に関する諸問題について、幅広い観点から検討する。」

⑩ 首都機能移転問題に関する懇談会（国土庁長官の私的懇談会）とりまとめ（平四・六・二二）

政治・行政機能と経済機能を分離し、政治・行政機能に純化した新首都を想定し、移転候補地は、「少なくとも東京圏（六〇畳圏）を除くなどの措置が必要」としている。

- (1) 首都機能移転問題を考える有識者会議（内閣総理大臣の私的懇談会）とりまとめ（平四・七・二二）
「立法府、司法府及び行政府のうち中枢的な機能を首都機能として、移転の検討対象」とし、経済機能とは分離することを主張するとともに、「首都機能移転の方法等については、・・・「首都機能移転問題に関する懇談会」のとりまとめに沿って具体的な検討を進めることが適当」とする。

（参考資料一）

- 首都機能移転に関する近年の主な経緯（旧国土庁の資料等による。）
 - ・平成四年一二月 国会等の移転に関する法律制定（議員立法）
 - ・平成五年四月 国会等移転調査会の発足
 - ・平成七年一二月 国会等移転調査会報告（移転の意義・効果、移転先の選定基準等のとりまとめ）
 - ・平成八年六月 国会等の移転に関する法律の一部改正（議員立法。国会等移転審議会の位置付け等を内容とするもの）
 - ・平成八年一二月 国会等移転審議会の発足（当時の会長は平若外四氏）
 調査対象地域の設定、現地調査や公聴会等の実施、総合評価の実施等を経て、移転先候補地の選定作業を行う。
 - ・平成一年一一月 国会等移転審議会の答申（会長は森亘東京大学名誉教授）
 - ・平成一二年五月 国会等の移転に関する決議（衆・国会等の移転に関する特別委員会）

(参考資料三)

○第三次全國総合開発計画（昭和五二年一月四日閣議決定）（抄）

第五 計画の実施

（首都機能の移転問題）

このため、二一世紀に向けて、一億数千万人の人間と国土とのかかわりあいを展望する中で、均衡ある国土の利用を図り、各定住圏における定住の基礎的条件を整備するためには、東京における中枢管理機能集積の主因となり、東京一点集中の要因となってきた首都機能の移転再配置を進めることが、国土総合開発政策上重要な課題となるであろう。

現在、東京には国会、最高裁、中央省庁の全国的統治機構に直接従事する公務員等約六万人、外国政府公館、都道府県事務所や公社公団等政府関係機関の職員約五万人、更に、政党本部、労働組合、経済団体等各種の全国的組織の職員約三万人、合計約一四万人程度が首都機能に直接関連して従事しており、家族及び関連サービス人口を含めると、おおむね約五〇万人前後が移転の検討の対象となり得るものと見られる。

移転の方式については、これらの対象を一括して新首都を建設する遷都の方式と、これらの対象を適地に分散配置する分都の方式があるが、海外における先例をも勘案しつつ、我が国の実態と将来展望に即して現実的可行性のある方式を探求しなければならない。

遷都の方式は、首都機能の一体性が保持され、機能の効率性への影響はないが、反面新たな形で新首都への求心性を生ずる可能性があること、また、新首都にふさわしい都市集積を支えるために相当の国土資源の賦存を要することから立地の選択が大きな課題となること等のほか、遷都が達成されるまでに膨大な投資と期間を必要とすること、移転の手順などの問題がある。

他方、分都の方式の場合には、分散配置する機能の種類、規模、立地が問題となるが、中枢機能の地域的な分散により求心的構造に変化をもたらすことが期待される。その反面、首都機能が分散配置されることにより、情報のキーステーションとしての東京の役割が増大することも考えられ、更に、政治、行政の制度の運用に大きな影響をもたらすとともに、機能の効率性に問題が生ずるおそれがある。この克服のため、交通、通信メディアの技術開発と政治、行政の制度、運用面における改善、工夫が今後の課題である。しかし、基本的には、首都機能の移転は、国民の意識構造に深くかかわる課題であるとともに、その効果として政治、行政、経済等我が国の社会システム全般にも大きな影響をもたらすこととなるので、二一世紀に向けて創造的建設的な議論が国民的規模でなされることが望まれ、これを踏まえて首都機能の移転の方向を見定めなければならない。

(参考資料四)

○第四次全国総合開発計画（昭和六一年六月三〇日閣議決定）（抄）

第二章 多極分散型国土の姿とその実現

第一節 一極集中のは是正と各圏域の役割

各地域が人口定住の場として活性化するとともに、全国的、国際的な機能や業務機能、特色ある研究開発機能を適切に分担する必要がある。この計画期間後半には東京圏から地方圏へ人口が純流出となることを目標とし、産業の振興施策の充実等地方圏の定住条件を改善するとともに東京圏への諸機能の過度の集中を抑制し、分散を促進する。

そのため、引き続き工業の分散・再配位置政策を推進するとともに、業務上独立性が比較的高い中央省庁の一部部局、地方支分部局等の政府機関の移転再配置等を検討し、その推進を図る。また、今後新たに設

置する全国的文化、研究施設について原則として東京外への立地を図る。

(略)

遷都問題については、国民生活全体に大きな影響を及ぼし、国土政策の観点のみでは決定できない面があるが、東京一極集中への基本的対応として重要と考えられる。そのため、政治・行政機能と経済機能の相互関係の在り方を含め、国民的規模での議論を踏まえ、引き続き検討する。

(参考資料五)

○国会等の移転に関する決議（平一一一七衆・参両院決議）

国会等の移転に関する決議

わが国は、明治以来近代化をなしとげ、第一次世界大戦後の荒廃から立ち上がり、今日の繁栄を築きあげてきた。今後の課題は、国民がひとしく豊かさを実感する社会を実現し、世界の人々との友好親善を深め、国際社会に貢献していくことである。

わが国の現状は、政治、経済、文化等の中核機能が首都東京へ集中した結果、人口の過密、地価の異常な高騰、良好な生活環境の欠如、災害時における都市機能の麻痺等を生ぜしめるとともに、地域経済の停滞や過疎地域を拡大させるなど、さまざまな問題を発生させている。

これら国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。

政府においては、右の趣旨を体し、その実現に努力すべきである。

右決議する。

(参考資料六)

○首都機能移転問題を考える有識者会議とりまとめ（平四・七・一一）

①首都機能移転の対象

立法府、司法府及び行政府のうち中枢的な機能を首都機能として位置づけ、移転の検討対象とするとともに、大使館等首都機能と密接に関連する機能についても同様に検討の対象とする必要がある。

②経済機能との分離

新都市のあり方として、移転に当たっては、政治、行政機能と経済機能を原則として分離することが必要である。

③行政改革との関係（略）

④東京の将来像

首都機能の移転後も、東京は、世界的な経済、金融及び文化の中心の一つとして、その役割を果たし続けるものと考えられる。このため、防災性の向上等に配慮しつつ、広域的な機能配置や環境の整備を進め、ゆとりとうるおいのある生活の実現を図っていく必要がある。

⑤当面の首都圈整備との関係（略）

(参考資料七)

○国会等移転審議会の答申（平成一一年一一月一〇日）（抜粋）

第一章 移転先候補地の選定

1 移転先候補地

移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

「茨城地域」は、自然災害に対する安全性に優れる等の特徴を有しており、「栃木・福島地域」と連携し、これを支援、補完する役割が期待される。

「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しております、将来新たな高速交通網等が整備されるとになれば、移転先候補地となる可能性がある。

移転先では、初期段階からその地域だけで首都機能の運営に十全を期することは容易ではなく、東京あるいは仙台、名古屋、京都、大阪等の大都市との広域的な連携はもちろん、同じ調査対象地域内の他の地域との連携が必要である。

(参考資料八)

○国会等移転に関する決議（平成一二年五月一八日）（衆・国会等の移転に関する特別委員会）

〔国会等の移転に関する決議〕

昨年一二月、国会等移転審議会の答申について、内閣総理大臣から国会に報告がなされた。国会においては、この答申を真摯に受け止め、我が国の将来を大局的な観点から検討し、内外の批判に耐え得る適切な結論を速やかに導くことが求められているところである。

国会等の移転は、我が国将来に深く関わり、国政の在り方をも左右する極めて重要な問題であり、世紀を超えた長期的視点に立って構想すべき歴史的大事業である。

政府においても、本委員会にて、国会が早期に国会等の移転について結論を出すことを期待し、これに向けて積極的に協力する旨を表明している。

これらの期待に応え、まず、国会等の移転先の現在の三候補地を一箇所に絞り込み、その上で、国会等の

移転に関する法律の趣旨にのっとり、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討することは、国会に課された重要な課題である。よって、本委員会としては、国会等移転審議会の答申を踏まえ、移転先候補地の絞り込みを行い、一年を日程にその結論を得ることができるよう、政府その他の関係者の協力を得て、広く国民の意見を聞く措置等により、早急に検討を進めるべきである。右、決議する。

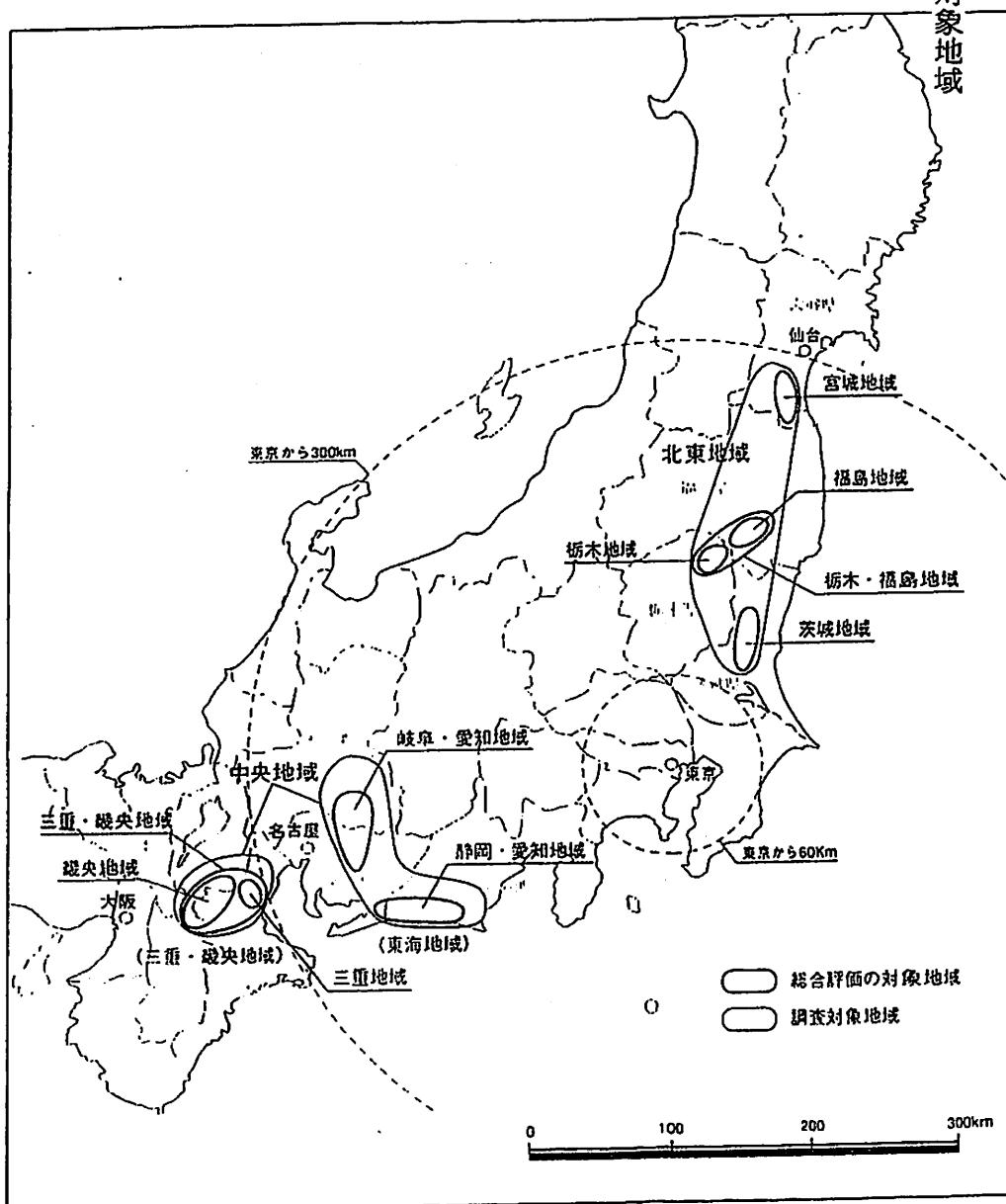
(参考資料九)

○国会等移転審議会の答申後の手続（旧国土庁の資料による。）

- ・答申が行われたときは、国民の合意形成の状況、社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、移転について検討（移転法第二十二条）。
- ・移転を徹底する場合には、答申の国会への報告を踏まえ、移転先について別に法律で定める（移転法第二十三条）。

(参考資料一〇)

○総合評価の対象地域



(国会答弁例)

〔衆・土地問題等特別委 昭六一・一一・四
竹下内閣総理大臣 答弁〕

○竹下内閣総理大臣 ・・・基本的にさかのばって首都機能の分散ということにつきますと、大方の理解をいただける問題でございますが、いわゆる選都論、こういうことになりますと、その問題がただ地価対策とか土地問題だけから議論する問題では必ずしもなかろう。したがって、・・・その考え方は私どもも非常に関心を持っておりますけれども、直ちの問題としてこれを具体化するだけの準備は、私にはまだございません。大きな流れとして我々が念頭に置くべき課題である、このように思っております。・・・

〔衆・土地問題等特別委 昭六三・四・一八
奥野国土地庁長官 答弁〕

○奥野国務大臣 御指摘のように三十年代にいわゆる選都論がございました。今回は、東京の過密を救うのには抜本的にやはりいわゆる選都の手段が必要じゃないかということから再燃してきた、こう申し上げています。また、そういう背景もござりますので、行革審におきましても、政府関係機関の移転を考えたらどうか、こういう御提言もあったと思しますし、昨年十月の緊急土地対策要綱の閣議決定の中にも同じ趣旨が盛られておるわけでござります。それを受けまして、政府関係機関の移転のことをこの法案の中に織り込んでいるわけでござります。単に閣議決定で遂行していくのじゃなしに、国会で御論議をいただいて法律という枠組みの中で進めていきたい、こう考えておるわけでございます。

でございますが、ここですぐ政府機能一括移転の問題を考えているわけじゃございませんで、あくまでも政府関係機関の移転でございます。そういう意味においてはいわゆる選都論とは違う範疇のものではあるけ

れども、またある意味においてはいわゆる遷都論に根差した関係の問題でもある、こう申し上げてもいいのじゃないかと思います。

○岡田（正）委員 ここに京都大学の天野教授の御意見があるのですよ。遷都とは一体何か、これはいろいろ論の分かれるところであります。五つぐらいに先生は分けて書いておられます。一は「改都」。都を改めるということで、「首都機能を移転したり、分散することなく、東京湾上の新都市や現市街地の積極的な再開発によって量的・質的なニーズの増加を受けとめてゆこうとする。」これがいわゆる改都というふうに論じておられます。

それから「展都」。これは「首都東京の機能を関東平野に展開することによって東京の過密化の現状を開しようとする。」ものである。

三番目に「分都」。分都としまして、「東京の首都機能のうち一部、たとえば研究・学園機能や一部政治機能、工業機能などを東京以外の一地区にまとめて移転する。」

それから第四番目が「遷都」。これは「東京からある程度以上離れた新都市あるいは既存都市に首都機能を一括して移し、東京への集積度を緩和するとともに、均衡ある国土の発展を実現しようとするもの。」である。

五番目が「拡都」ですね。これは「リニアモーターカーなどの超高速交通機関で結び首都機能を複数の都市に移動して東京を含む多極首都をつくる。」

こういうような選別の仕方を天野先生はしていらっしゃるわけです。それで、今の長官の御説明によりますと、この中の幾つかが今度の法案にまことにどんぴしゃりとはまってくるような感じがするのです。

そこでお尋ねをしたいと思いますのは、・・・こういう二つの国の首都が移った、政府の機関がそっくり移った。であるのに人けがない、人のにおいがしない。これは一体何でしょうか。私にもわからぬのであり

ますが、長官どう思われますか。

○奥野国務大臣　自民党の中に首都機能移転に関する調査会が設けられておるわけでございまして、そこでは宮城を移す移さないは論議の外にしよう、だから遷都という言葉は使わないようにしておられますので、首都機能移転とか首都移転とかいうような言葉を使うようにしようではないかといふ話になっておるわけでございます。三年の間に結論を出そうということでござりますから、今御指摘になりましたように、一体移転するとすればどこに移転するかというようなことも論議の的になつていくのではないかと思います。政府としてはこの論議が煮詰まる前に結論的なことは言ふのは避けたい、こう言つてゐるわけでござります。・・・

〔衆・土地問題等特別委 昭六三・四・一八
奥野国土地長官 答弁〕

○奥野国務大臣　首都機能一括移転の問題は国民全体で十分論議を熟させていただきて、その経過を見守つた上で政府としては結論を出すべきであろう、こう考えておるわけでございます。・・・少なくとも東京の過密を救うためには、単に民間のいろいろな施設を移転してもらうだけじゃなしに、政府みずから率先して実行しなければならない、それが政府関係機関の移転ではござりますけれども、首都機能一括移転ということになりますと、やはり国民全体の論議が熟さなければ結論は出せないのじゃないだろうかな。・・・

〔衆・土地問題等特別委 昭六三・四・一五
奥野国土地長官 答弁〕

○奥野国務大臣　首都機能の一括移転の問題は現にいろいろと論議が行われているさなかでござりますので、

これに対しまして決定的な政府の姿勢は示すべきではない、こう思つておるわけでござります。しかし、全國にも政府関係機関の移転問題が取り上げられておるわけでござりますので、その線に沿つて立案していわゆるわけでござります。

今お話しになりました展都、分都ということになりますと、政府関係機関の機能の一部を展開立地させていくのが展都だと考えることができましようし、またそれを他のところへ分けて立地させていくことが分都だということになるだろうと思うわけでござりますので、展都、分都がこの法律の中で取り上げられているんだ、こう御理解いただきたいたらいいんじゃないだろうかな、こう思つております。

(注) 「この法律」とは、多極分散型国土形成促進法案を指す。

〔衆・国会等移転特別委 平八・六・一三〕
橋 本 内 閣 総 理 大 臣 答 弁

○橋本内閣総理大臣 ・・・たまたま議員の御質問中に首都移転という言葉が一度用いられましたが、私は、首都移転というつもりはありません。皇室に御動座をいただく意思はありません。その上で、国会等の機能を分散する、他の地域に移していくことによりまして、私はこの東京の中にも、いわば都民の生活の中に潤いを見出せる空間をつくり出す、こうしたことも一つの大きな役割であると思います。そして当然のことながら一極集中というものを緩和していく、こうした要素も持つものでありますし、私どもとしては積極的に取り組んでいくべき目標、そのようにとひえ、この席にも立たせていただきました。今後ともとの御支援を心からお願いを申し上げる次第であります。

○橋本内閣総理大臣 私は、首都機能移転と申しますものを進めてまいりますこと、これは物理的に政経分離を図る、その結果として政官民の関係のあり方を見直す大きな一つの契機になるという認識とともに、具

体的な行政機能の移転のあり方、その検討の過程におきまして新たな行政システムの確立が促される、こうしたことにより国政全般の改革に大きく寄与すると考えております。国会が移転をいたしますとき、現在の中央省庁がそのまま形でついていく、それは私は到底とるところではないと思います。

○橋本内閣総理大臣　・・・私は、先ほどもこの席で申しましたが、皇室を御動座願う意思はないということを申しました。当然のことながら外交団その他が認証を受ける、あるいはその他のことによつて相当程度この東京に軸足を残しましたとき、それに対応する部分というものは残るであります。あるいは、経済の中心としての東京において、その市場と連動するような部分を人為的に動かして市場がうまく動くかということになりますれば、こうした分野が影響を受けることは当然考えられることであります。

私は、相当部分と言いましたある程度と言いましたか、そのところをちょっと正確に覚えておりませんが、そういう意味では、国会を移転することによって、それと並行して移転すべき中枢機能とともに、それ以外の分野の行政の相当程度が、あるいはある程度のものが、どの言い方でもいいですけれども、残るということはあり得ることだと思っております。

[衆・本会議 平一一・九・二六]
森 内閣 総理 大臣 答弁

○内閣総理大臣（森喜朗君）　首都機能移転についてお尋ねがありました。

この問題につきましては、今後、国会等の移転に関する法律に基づき、審議会の答申を踏まえ、国会において、社会経済情勢の諸事情等に配慮しつつ、大局的な観点から検討いただけるものと考えております。政府も、国会の審議が円滑に進められるよう積極的に協力していくとともに、国民に幅広く議論を喚起しております。